

III. 「認可外保育施設の質の引上げの詳細」について

(1) 第1次報告－認可外保育施設の質の引き上げについて－(1)

- 1) 最低基準を満たしている認可外施設への費用(運営費)の補助は ①待機児童のいる地域(5年間の時限立法)が対象 ②待機児童のいない地域は3年から5年間のうち認可施設に移行義務条件。
- 2) 「一定水準以上」の認可外に対する「一定の期間の経過的」財政支援のあり方
「一定水準」とは「最低基準を満たしていないが、それに近い水準」という意味と理解するなら → 「5年の経過中に認可基準を満たし認可施設に移行」条件に費用補助。
- 3) 無資格従事者の「資格取得」の制度を確立する。「通信資格制度」「一年間の夜間養成学校」への通学保障、研修制度システム化と義務化等。⇒ 下記例

※ 例えばとして下記のような構成も考えられる。

- ① 研修期間 1週間
- ② 研修科目
 - (1) 社会福祉概論 1日
 - (2) 保育所保育指針 3日
 - (3) 保育制度論 1日
 - (4) 健康・衛生・食育 1日
 - (5) 家庭支援(家族)・地域支援 1日

(1) 第1次報告－認可外保育施設の質の引き上げについて－(2)

4) 「待機児童解消」と「すべての子どもの支援」のため、上記の認可外施設への対応と支援をしても、なおかつ「需要を満たしえない地域」の利用希望者との公平性を確保するために供給体制の具体的整備の「方法・制度」を確立させる。

- ① 基本的には、全国的に市区町村毎に多様なニーズ調査・分析に基づく認可保育所等の中・長期増設計画の義務化。
- ② 都市部で待機児童を多く抱えている地域では、「市場化を前提とせず」を基本に前述した「最低基準の遵守、剰余金の福祉事業以外の事業への活用は認めない、株主への配当は認めない」等を条件に、法人格を持ったNPO等非営利法人を積極的に活用する方向で増設を支援する。
- ③ 「需要の満たし得ない地域」の問題は、人口減少と子どもの数が少ない地域の抱える問題であり、どんなに子どもが少なくとも「子どもの育ちと、集団生活の保障」を公平性を守る立場から、保育と子育て支援を持続的に保障するため下記の(2)の小規模対策に準じる、制度の確立を行う必要がある。

5) 認可外施設の「質の担保」のため「指導監督の強化」と第3者評価・あるいは利用者評価については、法的に位置づけ「制度・条件・基準(最低基準)」の遵守を都道府県の責任で実施する。

同時に施設の問題だけでなく、行政(市町村)に対し、自らが質を維持するための行政責任の保障基準(施設の設置・財政・基準の設定)を義務付ける制度が必要である。

(2) 第1次報告－「小規模サービス類型方の創設」について

- ① 現行の20名以上が小規模保育所として制度化されているが、最小規模定員を5名とし、「家庭的保育事業(保育ママ等)、一時、延長、休日保育、相談等支援事業、放課後児童健全育成事業」等とネットワークによるセットで「法人」の多機能的運営を可能とする。
- ② 状況によっては、隣接する行政区以外の認可保育所の分園、家庭的保育事業も経営(運営)できるよう法的に認められるよう整備する。
- ③ 小規模の運営と経営を維持するための予算(補助金)の「最低保障」(基礎的運営費)制度を確立する。